

北海道岩見沢農業高等学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、学校全体でいじめの問題を克服する。

2 いじめの理解について

- (1) いじめの定義 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

- (3) いじめの内容 具体的ないじめの態様としては、次のようなものを指す。

ア 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- (4) いじめの要因

ア いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

イ いじめは単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。

ウ いじめは加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

エ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

オ いじめは生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚し

なければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 「いじめ対策委員会」について

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成メンバー

校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、該当ホームルーム担任、該当学年主任、該当学科長により構成し、可能な限りスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの参加を得る。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめに係る情報があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

カ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

キ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う。

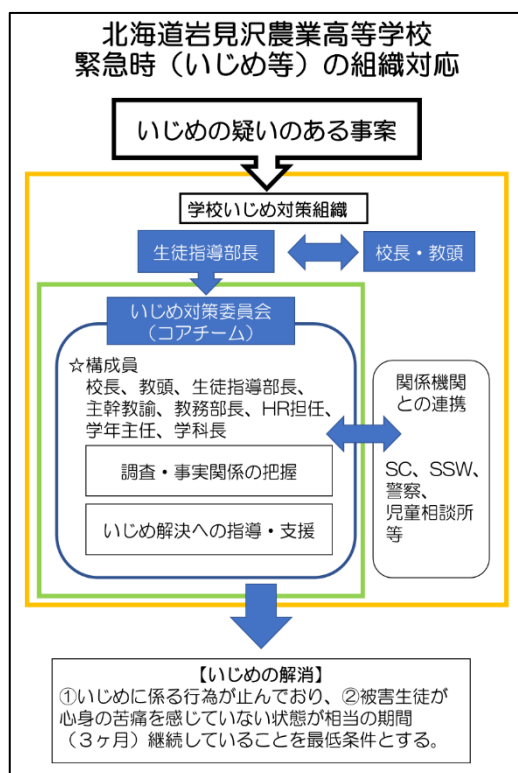
ク 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実行する。

ケ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

コ 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う。

サ 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受ける窓口であるなど、「いじめ対策委員会」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。

(3) 「いじめ対策委員会」による組織的ないじめ対応の流れ



4 いじめの防止等に関する措置について

(1) いじめの防止

- ア 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- イ 生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ウ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- エ 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- オ 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
 - (ア) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
 - (イ) ソーシャル・スキル・トレーニングなど心理教育プログラムの推進
 - (ウ) 子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用した生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進
 - (エ) 小・中・高等学校間等の学校種間の円滑な接続を図る取組の成果の活用
- カ 生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- キ 生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。

- (ア) 生徒会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施
- (イ) 生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果の活用

ク 生徒の発達段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

- (ア) 地域の環境を生かした教育活動やふるさとのよさを生かした教育活動の実施
- (イ) 地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践

ケ 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

- (ア) 「生命（いのち）の安全教育」を推進し、学校教育全体で性暴力防止に向けた取組の充実
- (イ) ネットトラブルに関する相談体制の充実
- (ウ) 全生徒への相談窓口紹介カードの配布

コ 生徒が自主的に行うホームルームや生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

- (ア) 生徒がいじめの問題について理解を深める活動の実施
- (イ) いじめの根絶について生徒会等が主体となった取組の推進
- (ウ) 各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議への生徒の参加

(2) いじめの早期発見・対処の在り方

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

(3) 教育相談体制・生徒指導体制

ア 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進や生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

イ アンケート調査や個人面談における生徒のＳＯＳの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

ウ アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

(4) 教職員の事案対処等に関する校内研修

ア いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。

- (ア) 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の計画的な実施

- (イ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実施

イ プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

- (ア) 生徒のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施

- (イ) 警察との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施
- (ウ) ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した生徒への指導及び保護実施

5 いじめの重大事態について

(1) いじめの重大事態の定義 いじめの重大事態とは、以下のことを指す。

- ア いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態の発生と調査

- ア 重大事態が発生した場合には、北海道いじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。
- イ 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- ウ 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、北海道教育委員会（空知教育局）に報告する。

6 学校いじめ防止基本方針の点検や周知について

(1) 点検

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- イ 学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。
- ウ 学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

(2) 周知

- ア 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- イ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ウ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。
- エ 年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該生徒及びその保護者に説明する

附則 1 平成 26 年より施行

- 2 平成 30 年 4 月 6 日改訂
- 3 令和 5 年 10 月 1 日改訂
- 4 令和 7 年 7 月 1 日改訂

